



仕 様 書

件 名 自動火災報知設備の受信機等の更新作業

1. 件名

自動火災報知設備の受信機等の更新作業

2. 概要

本件は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所が実施する設備整備費補助事業「再処理施設の新規制基準対応のための設備の整備」に関する核サ) 自然災害、重大事故対策等に係る設計及び可搬型重大事故等対処設備の整備において自動火災報知設備の受信機等の更新作業を遂行するものである。

東海再処理施設の火災防護対策として、第73回監視チーム会合(令和5年12月20日)において、推奨更新期間を超過した自動火災報知設備について、5年を目途に更新する方針を示している。これを受け、令和6年7月に更新計画を策定し、令和10年までに推奨更新期間を超過した自動火災報知設備の受信機等を更新することとしている。

令和8年度に廃溶媒貯蔵場、廃溶媒処理技術開発施設、スラッジ貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場、プルトニウム転換技術開発施設(表示機含む)、分離精製工場及び第一低放射性固体廃棄物貯蔵庫の受信機等の更新を行う。

さらに、近年の落雷被害増加の対策として、更新受信機と火災集中監視盤間に避雷器を設置すると共に、機構内部の有資格者による交換を実施するため、感知器を購入する。

3. 契約範囲内

(1) 受信機等更新並びに避雷器設置、移報回線振替えに伴う現場確認・・・・・・・・・・一式

- ① 廃溶媒貯蔵場(管理区域内) 受信機及び配線類並びに避雷器設置
- ② 廃溶媒処理技術開発施設(管理区域内) 受信機及び配線類並びに避雷器設置
- ③ スラッジ貯蔵場(管理区域内) 受信機及び配線類並びに避雷器設置
- ④ 第二スラッジ貯蔵場(一般区域) 受信機及び配線類並びに避雷器設置
- ⑤ プルトニウム転換技術開発施設(管理区域内) 受信機及び配線類並びに避雷器設置、移報回線振替え
- ⑥ プルトニウム転換技術開発施設管理棟(一般区域) 表示機及び配線類並びに移報回線振替え
- ⑦ 分離精製工場(管理区域内) 受信機及び配線類並びに避雷器設置
- ⑧ 第一低放射性固体廃棄物貯蔵庫(一般区域) 受信機及び配線類並びに避雷器設置
- ⑨ 分析所(管理区域) 配線類及び避雷器の設置

(2) 受信機等更新並びに避雷器設置、移報回線振替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式

- ① 廃溶媒貯蔵場の受信機の手配及び更新作業並びに避雷器の設置
- ② 廃溶媒処理技術開発施設の受信機の手配及び更新作業並びに避雷器の設置
- ③ スラッジ貯蔵場の受信機の手配及び更新作業並びに避雷器の設置
- ④ 第二スラッジ貯蔵場の受信機の手配及び更新作業並びに避雷器の設置
- ⑤ プルトニウム転換技術開発施設の受信機の手配及び更新作業並びに避雷器の設置、移報回線振替え
- ⑥ プルトニウム転換技術開発施設管理棟の表示機の手配及び更新作業並びに移報回線振替え

- ⑦分離精製工場の受信機の手配及び更新作業並びに避雷器の設置
- ⑧第一低放射性固体廃棄物貯蔵庫の受信機の手配及び更新作業並びに避雷器の設置
- ⑨分析所の避雷器の設置
- ⑩受信機等に必要の設定作業

- (3) 公設消防への届出書等の作成及び提出・・・・・・・・・・・・・・一式
- (4) 試験・検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式
- (5) 提出図書の実成及び提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式
- (6) その他
- 本作業に付帯するすべての作業
- (7) 購入品（感知器類）の納入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式

No.	品名	規格等		相当品	数量	単位
		メーカー	型番	可・不可		
1	光電式スポット型感知器(P型自動試験機能付き)2種露出型	能美防災	FDKJ253S-R	不可	100	個
2	光電アナログ式スポット型感知器(R型自動試験機能付き)露出型	能美防災	FDKJ051R-R	不可	78	個
3	差動式スポット型感知器(P型自動試験機能付き)2種露出型	能美防災	FDPJ222S-R	不可	3	個
4	定温式スポット型感知器(P型自動試験機能付き)1種防水露出型	能美防災	FDLJ128S-DW-75	不可	22	個
5	熱アナログ式スポット型感知器(R型自動試験機能付き)防水露出型	能美防災	FDLJ026R-DW	不可	5	個
6	熱アナログ式スポット型感知器(R型自動試験機能付き)耐圧防爆型	能美防災	FDL127-E-80	不可	9	個
7	差動式分布型熱感知器(熱電対式)2種	能美防災	NSD202FX	可	1	個
8	差動式分布型熱感知器(空気管式)2種	能美防災	FDT213A-X	可	4	個

4. 契約範囲外

3項の契約範囲内に記載のなきもの

5. 支給物件・貸与物件

5.1 支給物件

以下の物品等を現地交換作業時に無償で支給する。

- (1) 電力、但し、使用方法等については機構の確認を受けること。
- (2) 水道水、但し、使用方法等については機構の確認を受けること。
- (3) その他、相互の協議により決定したもの。

5.2 貸与物件

以下の物品等を現地交換作業時に無償で貸与する。

受注者は、貸与期間中適切な管理を行い、受注者の責任による損傷及び滅失を生じた場合は、これらを弁償するものとする。

- (1)管理区域内作業着等（作業着、帽子、靴下、作業靴）
- (2)放射線管理物品（サーバイメータ、個人線量計）
- (3)呼吸保護具（半面マスク）
- (4)本交換作業の遂行に必要な機構の規程、研究所規程、部規則類

6. 一般仕様

6.1 納期

- (1)第1回納期（購入品）
令和8年8月28日
- (2)第2回納期（更新作業 CB 施設分）
令和8年10月30日
- (3)第3回納期（更新作業 LW 施設分）
令和8年11月30日
- (4)第4回納期（更新作業 1LA 施設分）
令和8年12月25日
- (5)第5回納期（更新作業 MP 施設分）
令和9年1月29日
- (6)第6回納期（更新作業 PCDF 施設分）
令和9年2月19日
- (7)第7回納期（更新作業 ST 施設分）
令和9年2月26日
- (8)第8回納期（更新作業 LW2 施設分）
令和9年3月26日
- (9)第9回納期（更新作業 WS 施設分）
令和9年3月31日

6.2 作業実施場所（更新作業）

茨城県那珂郡東海村村松4番地33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

TRP 廃止措置技術開発部内 指定場所

6.3 納入場所（購入品）

茨城県那珂郡東海村村松4番地33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

TRP 廃止措置技術開発部 技術管理棟付属建屋2階（居室）

6.4 保証

- (1) 受注者は、本仕様書に基づいて納入したものが、本仕様書の諸条件を完全に満たすものであることを保証するものとする。
- (2) 保証期間中に明らかに受注者による原因で本仕様書の諸条件を満足しなくなった場合には、受注者はその条件を満たす為、無償にて必要な手直し、又は修理等を直ちに行うものとする。
- (3) 本件における資材搬入時又は現地作業において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は、無償にて直ちに手直し又は修理を行う。
- (4) 保証期間は、検収後1年とする。ただし、是正後の保証については、別途協議の上決定する。

6.5 検収条件

6.5.1 受信機の更新作業

(1) 第2～8回納期分

各受信機設置後、7.6項に示す試験・検査の合格及び別表-1 提出図書一覧のうち試験・検査報告書(現地における検査)、作業報告書、完成図書、情報管理についての報告書の提出をもって検収とする。

(2) 第9回納期分

各受信機設置後、7.6項に示す試験・検査の合格及び別表-1 提出図書一覧が完納されたことをもって検収とする。

6.5.2 購入品（感知器類）の納入

6.3項に示す納入場所へ納入後、員数が仕様どおりであり、外観に異常がなく、別表-2 提出図書一覧が完納されたことをもって検収とする。

6.6 検査員及び監督員

(1) 検査員

一般検査 管財担当課長

(2) 監督員

現場における検査 施設運転課 TL

6.7 提出図書

6.7.1 確認の必要な事項

受注者は次に示す事項について事前に機構の確認を受けるものとする。

- (1) 仕様書中に確認が必要と指定した事項
- (2) 仕様書中に明記されていないが重要と思われる事項
- (3) 仕様書中より逸脱する事項

6.7.2 提出図書

別表-1「提出図書一覧」（更新作業）、別表-2「提出図書一覧」（購入）に示す。

6.7.3 提出図書に関する注意事項

- (1)別表-1、別表-2の「確認」欄で、「要」の図書は機構の確認を要するものである。
- (2)表紙に契約件名、提出日、受注者名等を記述し、提出すること。

6.7.4 提出様式

- (1)用紙は原則としてA4版とする。
- (2)様式、内容、その他不明瞭なものはその都度、機構に確認し、その指示に従うものとする。

6.8 適用法令、規格、技術基準等

本件に適用される法令、規格、技術基準は以下の通りとし、最新版を適用すること。この他に、工作基準等メーカーの社内基準を用いる場合は適用範囲を明示の上、機構に提出し確認を得るものとする。

- (1)「消防法」
- (2)「労働基準法」、「労働安全衛生法」
- (3)「放射性同位元素等の規制に関する法律」
- (4)「電離放射線障害防止規則」
- (5)「再処理施設保安規定」
- (6)機構規程、研究所規程・諸基準及び部内で制定した規則等
- (7)日本産業規格（以下「JIS」という）
- (8)原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (9)その他本件に必要な法令、基準類

6.9 機密の保持

受注者は、本作業実施のため機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保持に努めること。

詳細は、別紙-1「機微情報の管理について」によるものとする。

6.10 安全管理

6.10.1 作業の安全管理

(1)一般安全

- ①受注者は、機構の定めた「共通安全作業基準IV. 請負作業の安全確保に係る基準」（令和元年12月1日版、以下同じ）に従い、作業の安全管理を行うこと。
- ②受注者は、受注後の安全管理上の手続きを確実に行うとともに、下請負者への周知を行うこと。
- ③受注者は火災、盗難、人的災害等、安全衛生及び災害防止に関して万全を期すること。
- ④労働基準法、労働安全衛生法に関する規則、基準等を遵守するため、受注者は設備、装備、管理方法等をよく検討し、十分な計画を立てること。
- ⑤法で定める規則、基準を満足することはもとより、受注者は更に進んで設備、装備管

理の各方面にわたり労力、経費を惜しまず、災害防止に努力すること。

⑥受注者は、機構の「核燃料物質使用施設立入制限区域出入管理マニュアル」、「再処理施設出入管理マニュアル」及び「安全管理基準」等の各種規程、基準を遵守すること。

⑦受注者は、「安全管理計画書」を提出し、機構の確認を得なければならない。

⑧受注者は、「作業計画書」、「安全衛生チェックリスト」及び「リスクアセスメントの実施結果」を提出する。

(2)安全上の責任

一般安全上の責任は、全て受注者が負うものとする。

(3)作業者の選任

①受注者は、総括責任者を選任し、その氏名を「作業等安全組織・責任者届」に記入の上、機構に届け出ること。

②受注者は、機構で定める「作業責任者等認定制度の運用要領」に基づき教育を受講すること。受講する場合は、「現場責任者等教育(請負側)受講申請書」を提出すること。但し、すでに受講し、認定を受け、且つ有効期間内に有る場合は除く。

③受注者は、認定教育を受講後、「作業責任者認定申請書」を提出し、機構の認定を受けること。

④受注者は、認定者の中から現場責任者及び必要に応じて現場分任責任者を選任し、作業期間中は現場に常駐させること。

⑤受注者は、作業員名を「作業員名簿」に記入の上、機構に提出すること。

⑥受注者は、作業員の次の役割を遵守するとともに作業経験者から作業員を選出する。

〔現場責任者〕

現場での作業の監督及び指示を行う。なお、現場を離れる場合は代理者を指名し、連絡先を明確にすること。

〔現場分任責任者〕

現場での作業の監督及び指示を行う。なお、現場を離れる場合は代理者を指名し、連絡先を明確にすること。

〔主作業者〕

主作業区域での作業を主に行う。作業経験者又は作業内容に精通している者が行う。

〔補助者〕

主作業者の補助として主作業区域外で作業記録などを行う。

(4)安全衛生設備及び装備

①通路、標識、保護具等の安全設備の質、数量、配置は、法で定める規則・基準等を十分満足するものであること。

②作業開始前に必ず安全設備、装備及び道具、工具類の点検を十分行うこと。

(5)安全衛生管理

①一般安全について十分注意すること。

②現場責任者は、本作業期間中に機構との十分な連絡を行うとともに、作業員に対し作業内容、作業手順及び役割分担を確認、把握させること。

③受注者及び現場責任者は、機構が安全確保のために行う指示に従うこと。

④現場責任者は、作業者の健康状態を適時確認すること。

6.10.2 放射線管理

(1) 一般事項

- ①受注者は、機構の定めた「再処理施設における放射線作業の基本動作要領書（令和7年7月1日版、以下同じ）」に従い、放射線管理を行うこと。
- ②受注者は、「再処理施設における放射線作業の基本動作要領書」の内容を十分理解し、引合時の内容検討、受注後の安全管理上の手続きを確実にを行うとともに、下請負業者への周知を行うこと。
- ③受注者は、再処理施設内管理区域における作業に従事する場合は、「再処理施設保安規定」及び「放射線管理基準（TRP 廃止措置技術開発部）」等の各種規定、基準を遵守すること。
- ④受注者は、上記③項に示す規定及び基準等を遵守するために設備、装備及び方法を検討し、十分な計画を立てなければならない。
- ⑤法で定める規則、基準を満足させることはもちろんのこと、受注者は、更に進んで設備、装備の各方面にわたり、放射線障害防止に努力すること。
- ⑥受注者は、現場責任者及び作業者の健康診断について、受注者の責任において実施すること。受診後は、「健康診断結果の記録(写し)」を提出すること。機構は、「健康診断結果の記録(写し)」について、放射線障害防止法に基づく利用目的以外に使用しない。また、記録保管については、適正に管理する。

(2) 放射線安全管理上の責任

- ①放射線安全管理上の責任は、全て受注者が負うものとする。
- ②放射線安全管理上の実務は、原則として受注者自ら実施すること。
- ③受注者は作業者を放射線業務従事者に指定するにあたっては予め核燃料物質を取扱う業務に係る特別教育を実施すること。

(3) 放射線安全管理

- ①現場責任者及び作業者は、機構が放射線安全確保のために行う指示に従うこと。
- ②現場責任者及び作業者は、機構が提示する放射線安全管理を的確に行うこと。

(4) 管理区域の立入区分

- ①現場責任者及び作業者は、「放射線業務従事者」とする。
- ②現場責任者及び作業者は、現地作業開始前に研究所の実施する入域ホールボディカウンタを受け終了時に退域ホールボディカウンタを受けること。

(5) 重複指定の禁止

本作業に従事する現場責任者及び作業者は、本作業に於ける放射線業務従事者指定期間中に機構内の他施設あるいは、他原子力施設において放射線業務従事者の指定を受けることを禁止する。

(6) 作業者に対する確認事項

受注者は、本作業に従事する全ての現場責任者及び作業者に対して、以下の事項につ

いて確認すること。

- ①核燃料物質を取扱う業務に係る特別教育を終了し、「放射線業務従事者」の指定を受けていること。
- ②現場責任者及び作業員の被ばく歴が、「放射線管理基準（TRP 廃止措置技術開発部）」に定められている線量限度を越えていないこと。
- ③本作業を実施するにあたり知見・技術力を有していること。

(7) 汚染防止

- ①受注者は作業方法、設備状況を十分に検討するとともに、慎重に作業を行い汚染事故防止に万全を期すること。
- ②受注者は、作業前中後に身体及び工具等のサーベイを適宜行い、汚染の有無を常に把握するとともに汚染の拡大を防止すること。
- ③特に作業エリアについて作業前中後に線量率及び汚染密度の確認を適宜行い、異常のない事を確認する。

(8) 物品の移動及び管理

- ①受注者は、管理区域内には必要以上の物品を持ち込まないこと。また、物品を持ち込む場合は、所定の手続きを行うこと。
- ②受注者は、管理区域内にて、物品を移動する場合、当該物品の汚染が無いことを確認した後、移動すること。
- ③受注者は、管理区域より物品を搬出する場合、所定の様式にあらかじめ機構の許可を受け、当該物品の汚染が無いことを確認した後、機構の許可を受けること。
- ④受注者は、管理区域内における資材、物品の整理整頓に努めること。また、保管は、所定の場所とし、保管中の表示を行うこと。
- ⑤受注者は、作業時に必要な使用機材について、「工事業者器材等の管理区域搬入・搬出申請書」を作成し、提出すること。
- ⑥現場責任者は、現場作業においては、使用器材チェックリストにより作業時に必要な物品の確認及び防護具の安全確認を行う。

6.11 緊急時の対応及び異常時の対応

- (1)受注者は、緊急事態及び異常事態が発生した場合、「事故対策手順」に従い処置すること。
- (2)受注者は、以下を原則として対処すること。
 - ①天災、火災、事故、災害等の異常事態が発生した場合、現場責任者は作業員に作業を中断させる等の指示を与え、人命尊重を第一とし、次に汚染拡大及び二次災害への拡大防止を図ること。
 - ②異常事態が発生（発見）又はその恐れが生じた場合は、応急処置をとるとともに、作業担当課に迅速に通報すること。
 - ③火災が生じた時、又は救急車を要請するときは、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部（119）、研究所通報連絡者（研究所非常用電話：内線 9999、外線 029-282-1133-9999）及び作業担当課に連絡すること。
 - ④人身事故の場合は、その連絡先及び措置結果を作業担当課に連絡すること。また、受注

者はその応急措置について事後速やかに文書をもって作業担当課に報告すること。

6.12 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合には機構と協議の上、その決定に従うものとする。決定事項は議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理すること。また、提出図書に反映できる決定事項は、提出図書に反映すること。

6.13 受注者の責任と義務

6.13.1 受注者の責任

- (1) 受注者は、機構が要求する事項の責任を負い、本仕様書の要求に合致した完全なものを、納期までに機構に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書を検討し、誤り欠陥等を発見したならば、直ちに機構に申し出る責任を有するものとする。
- (3) 機構が受注者に要求又は提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任を、受注者は負うものとする。
- (4) 受注者が下請業者を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。受注者が使用する下請業者（材料等の購入先、労務の提供先を含む）が負うべき責任といえども、その責任は全て受注者が負うものとする。
- (5) 受注者は、国内諸法規及び機構規程等に従うこと。これに従わないことにより生じた損害の責任を受注者が負うものとする。
- (6) 受注者は機構が確認した事項について、機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

6.13.2 受注者の義務

- (1) 受注者は、機構が本契約に係る立入調査及び監査のために受注者並びにその下請業者等の会社に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (2) 本契約における資材搬入時、又は現地作業において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は無償にて速やかに補修、もしくは交換を行うものとする。
- (3) 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主になり、安全管理に必要な法令等を遵守し、労働災害の防止に努めること。
- (4) 受注者は、作業者の安全を維持するために労働衛生法及び機構規程等並びに安全確保のために行う機構担当者の指示に従わなければならない。
- (5) 受注者は、購買品（役務）の維持（設備の維持）または運用（運転）に必要な技術情報を提供すること。
 - ① 役務の遂行又は終了後に、供給者が新たに発見又は取得した役務に関する運営上の注意事項や知見。
 - ② 役務の要領、手順等のない操作方法により不適合が発生した場合又は発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報。
 - ③ 役務の改造や運営方法を見直す際に必要となる組織が知り得ていない役務に関する知見・情報。

④組織にて必要な技術検討・検査を行うに当たり、組織だけで評価・検討が困難である場合に必要となる知識・情報。

(6)受注者は、作業員に対して以下の教育を実施しなければならない。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「電離放射線障害防止規則」(昭和四十七年労働省令第52条の6に基づく特別教育)	受注者	受注者は、教育記録(科目、時間)を作業担当課に提出し、「核燃料物質等取扱業務特別教育規程」(平成十二年一月二十日労働省告示第一号)を満たしていることの確認を受ける	管理区域がある場合のみ
「放射性同位元素等の規則に関する法律」第22条に基づく教育訓練	受注者	受注者は教育記録(科目、時間を作業担当課に提出し、「教育及び訓練の時間数を定める告示」(平成三年科学技術庁告示第十号))を満たしていることの確認を受ける	
「作業責任者等認定制度」に基づく認定教育(現場責任者、現場分任責任者)	機構	なし	忘れずに認定手続きを行う
その他機構が指定する教育	受注者又は機構	受注者が実施した教育については、教育記録(科目、時間)を作業担当課に提出し、その教育について定めた規定、基準類を満たしていることの確認を受ける	

※機構で実施する施設別課程教育に参加してもよく、その場合、機構による内容確認は適用されない。

(7)本仕様書の要求事項への適合状況を記録した文書を提出すること。

6.14 渉外事項

本件を実施するために必要な官公庁等への手続きは、受注者の責任により遅滞なく行うものとする。また、機構が直接申請する時は、その書類作成に協力すること。

6.15 品質保証

- (1)受注者は、本件に係わる品質管理プロセスを含めて記述した品質保証計画書又は品質マニュアル(以下「品質保証計画書等」という)を提出し、確認を得る。
- (2)品質保証計画書等は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則又は JISQ9001:2015 の要求を満たすものであること。ただし、部の協力会社登録リストに掲載されている場合は、この限りではない。
- (3)受注者(受注者が使用する下請業者を含む)は、機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

6.16 不適合の報告及び処理

受注者は、本件において発生した不適合について、その内容及び処理案等を速やかに報告書にて報告すること。この処理案については、機構の承認を受け、処理後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処理案に再発防止対策を含めること。

なお、かかる経費は受注者が負うものとする。

6.17 安全文化の育成に係る活動

受注者は、健全な安全文化を育成し、維持するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく作業が安全に行われるようにすること。

6.18 下請業者の管理

(1) 受注者は、本契約に使用する主要な下請業者のリストを機構に提出すること。

(2) 下請業者の選定にあたっては、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。

(3) 受注者は、機構の認めた下請業者を変更する場合には、機構の確認を得るものとする。

(4) 受注者は、全ての下請業者に契約要求事項を十分に周知徹底させること。また、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者を使用したが生ずる不適合を防止すること。万一、不適合が生じた場合は、6.16 項「不適合の報告及び処理」に従うものとする。

6.19 グリーン購入法の推進

(1) 本契約においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合はそれを採用することとする。

(2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

6.20 撤去品、廃棄物の処分（非管理区域のものに限る）

(1) 本件において発生する撤去品、廃棄物等の処分に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従うこと。

(2) 産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくマニフェスト制度に基づき、産業廃棄物処理業者に委託して処分すること。その際のマニフェスト伝票は記録として保管すること。また、所外に搬出する場合は、「物品搬出許可証」により機構の許可を得ること。

6.21 情報管理

受注者は核物質防護情報に係わる管理情報を取扱う場合は、別紙-2「核物質防護情報特約条項」によるものとする。

7. 技術仕様

7.1 一般事項

自動火災報知設備は、常時火災感知を行っていることから、可能な限り停止時間を少なくするよう作業を進めるものとする。また、現地作業の全ての工程において、安全管理及び品質管理に細心の注意を払うものとする。

- (1) 自動火災報知設備の現地における作業においては、7.2 項に記載した技術的要求事項を満足するものとする。
- (2) 本作業においては、現場（資材搬入出経路、対象機器等の設置状態等）の状況を事前に調査検討し、安全且つ円滑に作業が行えるよう適正な作業要領書、試験・検査要領書を作成し、機構の確認を得ること。確認された要領書に従い、記録を残すこと。
- (3) 作業員の出入り管理、器材の搬入、搬出及び施工管理においては、機構の定める諸規定、基準類を遵守すること。尚、それに伴い発生する資料の作成は受注者が責任を持って行うこと。
- (4) 本作業においては、綿密な計画による工程表に従って円滑な進捗を図ること。作業は、工程毎に機構の確認を得た後に着手すること。
- (5) 作業期間中は、作業環境の整理整頓に心掛け、毎日の作業終了後、機構の確認を受けた後に退城すること。又、全ての作業終了後、整理整頓を行うこと。
- (6) 本作業を実施するうえで不明な点が生じた場合は、機構責任者及び受注者と協議の上決定するものとする。
- (7) 受注者は、本仕様書に係わる作業を遺漏なく行うために、作業に必要な知識、技能を有した作業員が行う仕組みを有していなければならない。
- (8) 試験・検査及び現地での作業に際しては、消防設備士 第4類甲種の資格を有する作業員を体制に含めること。
- (9) 自動火災報知設備の製造メーカーである能美防災(株)と同等の技量・知識を有している技術員を体制に含めること。
- (10) 本技術仕様の詳細及び不明な点については、機構と打合せを行うこと。
- (11) 本作業において、別表-4 に示す届出及び申請書等を提出すること。

7.2 技術的要求事項

- (1) 作業に用いる自動火災報知設備の仕様については、別表-3「受信機等仕様一覧」に示す。
- (2) 既設キャビネット等の活用
別表-3 の仕様に定めるものを含めて既設キャビネット等の利用を図ること。

7.3 梱包・輸送

更新に用いる受信機等の梱包・輸送については、受信機等に損傷又は振動、傾斜、急激な温度変化等を与えない方法とすること。

7.4 現地作業時の留意点

- (1) 現地作業時における監視への影響の明確化
中継器、電鈴を更新する際は、影響範囲を明確化し、事前に機構の確認を得ること。
- (2) 作業エリアの明確化
作業開始前に通路の確保とともに作業エリアの区画をすること。
- (3) 取合い
更新受信機及び表示機は既設設置個所またはその付近に収めること。

7.5 作業内容

- (1) 更新に伴う現場確認
 - ① 各施設に設置してある受信機及び配線並びに表示機について現場調査を行い、作成した図面を機構に提出し確認を受けること。
- (2) 受信機等の更新
 - ① 受信機の更新（中継器及び電鈴、避雷器含む）については別表-3 に示す機器を製作・手配し、既設を撤去し、手配した機器を設置すること。
 - ② 7.6 項の試験・検査を実施すること。
 - ③ 受信機の更新時は機構と作業調整を行い実施すること。
- (3) 配線の調査及び振替え
 - ① プルトニウム転換技術開発施設受信機からクリプトン回収技術開発施設中継器までの移報回路に劣化の予兆が見られることから、調査を実施し、別ルート空き回線に振り替えること。
振替えが必要となった場合は、事前に機構によりルートの確認を得ること。
- (4) 公設消防への届出書等の作成及び提出
 - ① 公設消防への届出書等の作成後に機構の確認を受けること。
- (5) 提出図書の作成及び提出
 - ① 別表-1、別表-2 に示す提出期限を遵守すること。

7.6 試験・検査

7.6.1 一般的要求事項

- (1) 本仕様書に規定された試験・検査は受注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、必要に応じて試験・検査を下請けさせることが出来るが、いかなる場合といえども受注者の責任において行うものとする。
- (3) 受注者は、試験・検査に必要な知識、技能、経験を有する検査員に行わせなければならない。また、消防設備士資格を有する作業員を体制に含めること。
- (4) 試験・検査の項目については、本仕様書又はメーカー基準によるものとし、これらに明示なきものについては、他の適切な基準によるものとする。
- (5) 試験・検査の方法については、仕様書又はメーカーの基準等に記載されているものを含め、具体的な方法、設備、判定基準を記載した試験・検査要領書を提出し、機構の確認を得るものとする。

- (6) 検査に用いる試験器については、当該検査に必要な精度を持ち、校正済みのものを必要な数量用意すること。(必要に応じて校正証明書を提出すること。)
- (7) 機構は、本契約において実施する試験・検査に立会う権利を有するものとする。また、原子力規制委員会の職員が本契約に係る監査等のために受注者並びにその下請業者等の会社に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。

7.6.2 技術的要求事項

- (1) 試験・検査は、火災感知機能を更新作業の前に実施する検査と更新作業終了後に実施する検査に分けて行う。
- (2) 試験・検査の対象は、別表-3「受信機等仕様一覧」の機器について実施する。
- (3) 試験・検査の実施項目、判定基準、検査方法について以下に示す。

①更新作業前検査

No.	実施項目	判定基準	検査方法	
			受注者	機構立会
1	仕様検査	更新に用いる受信機等が別表-3 に定める仕様であること。(仕様が異なる場合は、性能上支障がないことを確認する。)	全数	全数
2	員数検査	別表-3 に定める数量であること。	全数	全数
3	外観検査	外観に有害な傷がないこと。	全数	全数

②更新作業後検査*

・機器共通検査

No.	実施項目	判定基準
1	外観検査	外観に有害な傷がないこと。
2	員数検査	別表-3 に定めた所定の数量が設置されていること。
3	設置検査	配置図通り設置されていること。

・消防法に基づく外観試験 (受信機)

No.	実施項目	判定基準
1	設置場所試験	「消防用設備等の試験基準の全部改正について」 (平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号) による。
2	周囲の状況・操作性試験	
3	設置状況試験	
4	構造・性能試験	
5	操作部	
6	予備品等	

・消防法に基づく外観試験（中継器）

No.	実施項目	判定基準
1	設置場所等試験	「消防用設備等の試験基準の全部改正について」 (平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号) による。
2	構造・性能試験	
3	予備品等	

・消防法に基づく外観試験（電鈴）

No.	実施項目	判定基準
1	設置場所等試験	「消防用設備等の試験基準の全部改正について」 (平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号) による。
2	構造試験	

・消防法に基づく外観試験（電源）

No.	実施項目	判定基準
1	常用電源試験	「消防用設備等の試験基準の全部改正について」 (平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号) による。

・消防法に基づく機能試験（受信機）

No.	実施項目	判定基準
1	火災表示状況試験*1	「消防用設備等の試験基準の全部改正について」 (平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号) による。
2	保持機能試験*1	
3	蓄積式の機能試験*1	
4	注意表示試験	
5	設定表示温度試験	
6	回路導通試験*1	
7	同時作動試験	「消防用設備等の試験基準の全部改正について」 (平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号) による。
8	感知器作動試験*1	
9	予備電源試験*1	
10	付属装置試験 (表示機)	

*1：アナログ式受信機の場合は試験を省略することができる。

・消防法に基づく機能試験（中継器）

No.	実施項目	判定基準
1	回路導通試験*1	「消防用設備等の試験基準の全部改正について」 (平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号) による。

*1：アナログ式受信機に設ける中継器の場合は試験を省略することができる。

・消防法に基づく機能試験（配線）

No.	実施項目	判定基準
1	絶縁抵抗試験	「消防用設備等の試験基準の全部改正について」 (平成 14 年 9 月 30 日消防予第 282 号) による。

・避雷器機能試験

No.	実施項目	判定基準
1	接地抵抗試験	メーカーの定めによる。
2	漏れ電流試験	

※現地における試験・検査は、機構立会の下、実施する。

(4) 現地における試験・検査後、結果を消防法に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書にまとめ作成し、機構に提出すること。

(5) 試験・検査要領書に基づき実施した試験・検査について、試験・検査報告書を作成し、機構に提出すること。

8. その他

受注者は機構内施設へ手配品を設置する際に異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。

－以上－

別表-1

提出図書一覧(更新作業)

提出書類	様式	提出部数※	提出期限	確認	備考
品質保証計画書	受注者	2部	契約後速やかに	要	
機微情報取扱規程(機微情報の管理について参照)	受注者	2部	契約後速やかに	要	
工程表	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
機器仕様図	受注者	2部	製作開始2週間前	要	
試験・検査要領書	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
使用基準器のトレーサビリティ体系図、校正証明書、校正成績書	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
試験・検査報告書(工場における検査)	受注者	2部	作業終了後速やかに	要	
作業要領書	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
安全管理計画書(作業員名簿、現場責任者の認定証の写し含む)	受注者	2部	作業開始2週間前	要	
打合議事録及び電話連絡確認書	受注者	2部	打合せ後速やかに	要	必要の都度
作業日報	受注者	1部	作業日翌出勤日		
試験・検査報告書(現地における検査)	受注者	2部	作業終了後速やかに	要	施設毎の分割検収時に提出要
作業報告書	受注者	2部	作業終了後速やかに	要	施設毎の分割検収時に提出要
情報管理についての報告書	受注者	1部	作業終了後速やかに	要	6.13.2(5)に基づく施設毎の分割検収時に提出要
完成図書	受注者	1部	作業終了後速やかに	要	施設毎の分割検収時に提出要

※：提出部数2部のものは、1部は受注者返却用とする。

別表-2

提出図書一覧(購入)

提出書類	様式	提出部数※	提出期限	確認	備考
打合せ議事録	受注者	2部	打合せ後速やかに	要	
不適合報告書	受注者	必要数	不適合処理後	要	
技術情報についての報告書	受注者	1部	納期	—	6.13.2(5)に基づく

※：提出部数2部のものは、1部は受注者返却用とする。

受信機等仕様一覧

施設	仕様	
スラッジ貯蔵場 (LW)	受信機	進 PIV受信機 P 型 1 級 5L 壁掛 結 型式：FAPJ107S-R-5LT：数量 1
	避雷ユニット	避雷ユニット 40 端子（電源用保安器付） 型式：FZLJ002-R-40LC：数量 1
	電鈴	地区ベル（断線検出回路付） 型式：FBMJ001-D：数量 2
廃溶媒貯蔵場 (WS)	受信機	GR 型受信機 255AD 壁掛型 型式：FCRGJ004-R-255K：数量 1
	火災受信盤 (リニューアル型)	火災受信盤 (リニューアル型) 型式：FZL016-A：数量 1 型式：FZL016-D：数量 1 型式：ACM-2PECA セット：数量 1 型式：FRRJ001A-Y-BL3：数量 1 型式：FRRJ001A-Y-SS：数量 1 型式：FRR028-DB：数量 1
廃溶媒処理 技術開発施設 (ST)	受信機	GR 型受信機 1020AD 壁掛型 型式：FCRGJ004-R-1020K：数量 1
	火災受信盤 (リニューアル型)	火災受信盤 (リニューアル型) 型式：FZL016-A：数量 1 型式：FZL016-D：数量 1 型式：ACM-2PECA セット：数量 1 型式：FRRJ001A-Y-BL3：数量 1 型式：FRRJ001A-Y-SS：数量 1 型式：FRRJ001-Y-4SD：数量 1 型式：FRR028-DB：数量 1 型式：FRRJ010-R-S：数量 1
プラトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	受信機	進 PIV複合盤 P 型 30L 自立 型式：トク) FCSJ106S-J-30LP 型式：FZL016-A：数量 1 型式：FZL016-D：数量 1 型式：ACM-2PECA セット：数量 1 型式：FRRJ001-Y-4FM：数量 4 型式：FYZ011C-05：数量 1

施設	仕様	
プルトニウム転換 技術開発施設 (管理棟含む) (PCDF)	メッセージ表示機	メッセージ表示機 型式：FIRJ008D-R：数量 1
	特) FIRJ008-R 用 プレート	特) FIRJ008-R 用プレート 型式：トク) FIRJ008-R ヲウプレート：数量 1
	電鈴	地区ベル (断線検出回路付) 型式：FBMJ001-D：数量 54
	発信機	発信機 P 型 1 級 屋内埋込型 型式：FMMJ102-U：数量 10
	発信機用 アダプタプレート	発信機用アダプタプレート 屋内用 型式：ZBMJ002-U：数量 10
	表示灯	表示灯 薄型 屋内用 型式：FLPJ002：数量 10
	端子台	端子台 型式：10P2C-A タンダイ：数量 1
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	受信機	進 PIV 受信機 P 型 1 級 10L 壁掛 型式：トク) FAPJ106S-B1-10LPT：数量 1 型式：FZL016-A：数量 1 型式：FZL016-D：数量 1 型式：ACM-2PECA セット：数量 1
	電鈴	地区ベル (断線検出回路付) 型式：FBMJ001-D：数量 4
分離精製工場 (MP)	受信機	GR 型受信機 1020AD 壁掛型 型式：FCRGJ004-R-1020K：数量 1
	パネル・架台・中板	カシメーションハンニエアルカクタ 型式：FZL016-A：数量 1 型式：FZL016-D：数量 1 型式：ACM-2PECA セット：数量 1 型式：FRR028-DB：数量 1 型式：FRRJ010-R-S：数量 1
第一低放射性固体廃 棄物貯蔵庫 (1LASWS)	受信機	特) FCSJ106S-R-20LP 型式：トク) FCSJ106S-R-20LP：数量 1 型式：FZL016-A：数量 1 型式：FZL016-D：数量 1 型式：ACM-2PECA セット：数量 1
	電鈴	地区ベル (断線検出回路付) 型式：FBMJ001-D：数量 10

施設	仕様	
第一低放射性固体廃棄物貯蔵庫 (1LASWS)	発信機	発信機 P型1級 屋内埋込型 型式：FMMJ102-U：数量4
	発信機用アダプタプレート	発信機用アダプタプレート 屋内用 型式：ZBMJ002-U：数量4
	表示灯	表示灯 薄型 屋内用 型式：FLPJ002：数量4
分析所 (CB)	避雷器・中板	避雷器中板 型式：FZL016-A：数量1 型式：FZL016-D：数量4 型式：ACM-2PECAセット：数量1 型式：FRR028-DB：数量1
	電鈴	地区ベル（断線検出回路付） 型式：FBMJ001-D：数量16（AAF用） 型式：FBMJ001-D：数量15（CB用） 型式：FBMJ001-D：数量3（DS用） 型式：FBMJ001-D：数量4（E用） 型式：FBMJ001-D：数量34（MP用） 型式：FBMJ001-D：数量2（U03用）
	中継器	中継器 防排煙無電圧出力専用16回線 型式：FRRJ001-Y-4SD(ADツキ)：数量4

届出・申請書等一覧

届出・申請書	様式	提出部数 ※2	提出期限	備考
下請業者の届出について(使用する場合)	機構	1部	作業開始2週間前	
出入管理上必要な書類	機構	1部	作業開始2週間前	
消防法に基づく届出書類	受注者	1部	届出後遅滞なく	届け出たものの控えを提出
作業計画書	機構	必要数	作業開始2週間前	
作業等安全組織・責任者届	機構	必要数	作業開始2週間前	
安全衛生チェックリスト	機構	必要数	作業開始2週間前	
リスクアセスメントの実施結果	機構	必要数	作業開始2週間前	
現場責任者等教育(請負側)受講申請書	機構	必要数	作業開始前	必要の都度
放射線従事者指定申請書	機構	必要数	WBC測定2日前までに データを入力	
放射線従事者解除申請書	機構	必要数	解除日前日	
健康診断結果(写し)※1	受注者	1部	作業開始2週間前	
特別教育終了書	受注者	1部	作業開始2週間前	

※1：健康診断結果(写し)とは、問診及び検査又は検診記録(電離則様式第一号参照)

なお、機構は、健康診断結果の写しについて、放射線障害防止法に基づく利用目的以外に使用しない。また、記録の管理については適正に管理する。

※2：1部提出後、変更等が生じた場合に都度提出する。

機微情報の管理について

機構の機微情報（本契約において機構より貸与又は供用された情報及び、当該情報により得られた成果）に関しては、以下の管理を行うこととする。

1. 機微情報の管理責任者を選定するとともに、機微情報取扱規程（以下「取扱規程」という）を策定し機構に提出する。ただし、すでに機微情報に関する規程を運用している場合、その規程と本仕様で要求するものと比較して同等以上と認められる場合は、本仕様でその策定を要求する取扱規程に代えることができるものとする。
2. 管理責任者は取扱規程により機微情報を適切に管理する。
3. 取扱規程には以下の内容を含むものとする。
 - (1) 施錠された保管庫への保管に関すること。
 - (2) 火災等事故時に講じる措置に関すること。
 - (3) 閲覧等に供用する場合の場所の限定。
 - (4) 機微情報にアクセスする作業員等の限定及び登録。
 - (5) 複写、撮影、録音の制限及び手続きに関すること。
 - (6) 貸出しの制限及び手続きに関すること。
 - (7) 本契約によって派生した二次資料、成果物の取扱に関すること。
4. 機微情報を機構の同意なく本契約以外の目的に使用してはならない。
5. 機微情報を機構の同意なく第三者に開示してはならない。
6. 機微情報を公表又は他に利用する場合は、あらかじめ機構の同意を得なければならない。
7. 機微情報管理に関する主旨及び取扱規程を関係者に周知し徹底を図る。
8. 機構は、機微情報に関する管理状況等を確認するため、必要に応じて検査を行う。

—以上—

核物質防護情報特約条項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「発注者」という。）と〇〇株式会社（以下「受注者」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に発注者・受注者間で締結した「自動火災報知設備の受信機等の更新」（以下「本契約」という。）に関し、発注者が保持する特定核燃料物質の防護に関する核物質防護秘密及び管理情報「以下「核物質防護情報」という。」の保持に関する遵守事項（以下「本特約条項」という。）を次のとおり定める。

（受注者の一般義務）

第1条 受注者は、本特約条項の定めるところにより、核物質防護情報の漏えい防止等、核物質防護情報の保持に万全を期さなければならない。

（法令との関係）

第2条 核物質防護情報の管理は、本特約条項に定めるもののほか、次の法令の定めに従う。

- (1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）
- (2)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
- (3)使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）

（用語の定義）

第3条 本特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「核物質防護秘密」とは、核物質防護情報のうち、特に厳重な管理が必要な情報であり、また、原子炉等規制法第68条の2第1項及び第2項に基づき、秘密保持義務が課せられる情報をいう。なお、本特約条項では、発注者から貸与された核物質防護秘密（複製を含む。）を含める。
- (2)「管理情報」とは、核物質防護情報のうち、前号の核物質防護秘密以外の情報をいう。なお、本特約条項では、発注者から貸与された管理情報（複製を含む。）を含める。
- (3)「秘密保持義務者」とは、原子炉等規制法第68条の2第1項及び第2項に基づき、秘密保持義務が課せられる者をいう。
- (4)「情報管理責任者」とは、受注者において、核物質防護情報を取扱う業務を統一的に管理する者をいう。
- (5)「情報取扱者」とは、受注者における核物質防護情報を取り扱う者のうち、前号の情報管理責任者以外の者をいう。

（秘密保持義務者の個人信頼性確認）

第4条 受注者は、第5条の情報管理責任者の選任及び第6条の情報取扱者の指定に当たって、情報管理責任者の選任を受けようとする者及び情報取扱者の指定を受けようとする者に対し、あらかじめ、発注者の核物質防護管理者による、再処理規則第16条の3第2項第26号イに規定された個人の信頼性確認を受けさせなければならない。なお、再処理規則第16条の3第2項第26号イに規定された確認を受け、再処理規則第16条の3第2項第26号ニに規定されたいずれかの区域等に常時立ち入るための証明書等の発行を受けている者については、この

条による再度の確認を行わないで、受注者は第5条の情報管理責任者及び第6条の情報取扱者を指定することができる。

2. 受注者は、この条の第1項に定める個人信頼性確認を受けるにあたって、発注者が別に定めるマニュアルに従い、個人信頼性確認に必要な自己申告の提出並びに適性検査、アルコール及び薬物の検査及び面接等を受けなければならない。
3. 受注者は、既に機構より再処理規則第16条の3第2項第26号イで規定する業務上知り得る者の指定及び再処理規則第16条の3第2項第26号ニに規定されたいずれかの区域等に常時立ち入るための証明書等の発行を受けている者については、再処理規則第16条の3第2項第26号イ及びハに規定された個人の信頼性確認の適用を機構が定める日から起算して一年を経過するまでの間は、再処理規則に規定された個人の信頼性確認を受け第16条の3第2項第26号の業務上知り得る者の指定及び第16条の3第2項第26号ニに規定される区域に常時立ち入るための証明書等の発行を受けたものとみなすことができる。

(情報管理者の選任等)

第5条 受注者は、本契約に基づく業務に着手する前に、情報管理責任者を選任（変更を含む。）し、核物質防護情報を取扱う業務を統一的に管理させなければならない。

(情報取扱者の指定等)

- 第6条 受注者は、情報取扱者を指定（変更を含む。）し、情報管理責任者に管理させなければならない。
2. 情報管理責任者は、核物質防護秘密を取り扱う者に原子炉等規制法第68条の2第2項に定める「秘密保持義務者」であること及び核物質防護秘密を漏えいした場合、同法第78条に基づき罰則を受ける旨を通知しなければならない。
 3. 情報取扱者は、正当な理由なく、業務上知り得た核物質防護情報を当該情報に係る核物質防護情報を取り扱う者以外の者に漏らしてはならない。

(核物質防護情報の受渡し)

- 第7条 情報管理責任者は、発注者から貸与された核物質防護情報を台帳等に記録し、管理しなければならない。
2. 受注者は、契約終了時に、発注者から貸与された核物質防護情報を速やかに返却しなければならない。

(核物質防護情報の指定等)

- 第8条 情報管理責任者は、核物質防護情報を指定（指定解除を含む。）し、台帳により管理しなければならない。
2. 受注者は、前項の指定が法令等を遵守していることを確認しなければならない。
 3. 情報取扱者は、指定を解除した核物質防護情報を廃棄しなければならない。

(核物質防護秘密の指定前の取扱い)

第9条 情報管理責任者は、核物質防護秘密の指定対象と成り得る情報について、核物質防護秘

密に準じた管理を行わなければならない。また、当該情報を核物質防護秘密に指定する場合には、第8条第1項に基づく手続きを速やかに実施しなければならない。

(情報保護区域の設定及び管理)

第10条 情報管理責任者は、核物質防護秘密の管理を行うための区域（以下「情報保護区域」という。）を設定する。

- 2 情報保護区域は、原則として、壁で仕切り、出入口を施錠管理し、情報取扱者以外の者が管理されない状態で入室できない措置及び専用パーソナルコンピュータ（以下「専用パソコン」という。）以外のパソコン、スマートフォン、電子媒体等の外部に核物質防護情報を持出し又は発信若しくは伝送することが可能な機器の持込みを禁止する措置を講ずる。

(核物質防護情報の取扱い)

第11条 情報管理責任者は、核物質防護秘密の該当頁ごとに「核物質防護秘密」と押印、印刷等により表示するとともに、冊子等の表紙及び背表紙に核物質防護秘密が含まれている旨を表示する。また、登録番号を記載し、台帳等により管理しなければならない。文書等それ自体に表示が困難な場合は、当該文書等を封筒等に入れ、その表面に核物質防護秘密である旨若しくは核物質防護秘密を含む旨を表示する。

2. 情報管理責任者は、管理情報の該当頁ごとに「管理情報」と押印、印刷等により表示するとともに、冊子等の表紙及び背表紙に管理情報が含まれている旨を表示する。また、登録番号を記載し、台帳等により管理しなければならない。文書等それ自体に表示が困難な場合は、当該文書等を封筒等に入れ、その表面に管理情報である旨若しくは管理情報を含む旨を表示する。
3. 情報取扱者は、次の行為を行う場合、情報管理責任者の許可を得なければならない。

(1)核物質防護情報の複製

(2)核物質防護情報（以下、複製を含む。）の郵送等、社外への持出し（電子メール、FAX等の電子情報を含む。）

4. 情報管理責任者は、前項第1号を許可する場合、作成する部番号を最低限に限定するとともに、当該情報に登録番号を記載し、台帳等にて管理しなければならない。

5. 情報取扱者は、第3項第2号の行為を行う場合、機密性が確保される運搬・伝達方法によることとし、次のいずれかの措置を講じる。

(1) 情報取扱者間で、直接授受する。

(2) 送付する場合は、郵便書留等、配送状況が確認可能な措置を講ずるとともに、情報取扱者間で送受信の連絡を取り合う。

(3) 電子メールで取扱う場合は、情報取扱者間で連絡を取り合い、第20条第2項に基づき実施する。

6. 情報取扱者は、不要となった核物質防護情報の複製を廃棄しなければならない。

(核物質防護情報の保管)

第12条 情報管理責任者は、情報保護区域にて、核物質防護秘密を保管する。但し、情報保護区域での保管が困難な場合は、秘密保持義務者以外の者が核物質防護情報にアクセスすることがないように、施錠管理ができるキャビネット等で保管し、そのキャビネット等の鍵は紛失や盗

難されないように適切に管理する。

2. 情報管理責任者は、前項のキャビネット等の鍵等を秘密保持義務者に管理させることができる。
3. 情報取扱者は、管理情報を含む文書等は戸棚等に施錠して保管する。

(核物質防護情報の開示)

- 第13条 情報管理責任者は、発注者から貸与された核物質防護情報を情報取扱者以外に開示してはならない。ただし、法令等に基づき、国の行政機関又は地方公共団体の職員から、当該情報の開示要請を受けた場合には、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示により対応しなければならない。
2. 受注者は、再受注者を使用している場合、第1項の規定にかかわらず、情報管理責任者の許可を得て、核物質防護情報を開示することができる。

(核物質防護情報に関する教育)

- 第14条 受注者は、情報管理責任者及び情報取扱者に核物質防護情報の漏えい防止等、核物質防護情報の保持に必要な知識を習得させるための教育を実施しなければならない。

(核物質防護情報の廃棄)

- 第15条 受注者は、第8条第3項及び第11条第6項に基づき、核物質防護情報及び核物質防護情報の複製を廃棄する場合、情報管理責任者の指定する者の立会いの下で焼却、裁断その他復元不可能な方法で廃棄しなければならない。
2. 情報管理責任者は、前項により廃棄した場合、台帳等により、記録を作成しなければならない。

(異常時等の措置)

- 第16条 受注者は、核物質防護情報の紛失、漏えい又はそれらのおそれがあることを発見した場合、必要な措置を講ずるとともに、直ちに発注者に報告しなければならない。

(再受注者に関する報告)

- 第17条 受注者は、核物質防護情報に係る業務を第三者に発注してはならない。ただし、再受注者に本契約の業務の一部を発注する場合には、あらかじめ、発注者に対し、再受注者の会社名を報告しなければならない。

(再受注者の適合性確認)

- 第18条 受注者は、再受注者に核物質防護情報を取扱う業務を発注する場合、再受注者が核物質防護情報を保持する能力があることを、次の要求事項に基づき、確認しなければならない。
- (1) 秘密保持義務者の個人信頼性確認に関する規則を定めていること
 - (2) 核物質防護情報の保持のために必要な措置に関し、遵守すべき規則を定めていること
 - (3) 核物質防護情報の取扱いを管理する体制が整っていること
 - (4) 核物質防護情報の保持のために必要な措置に関する教育を行っていること
 - (5) 核物質防護情報を保管するための設備、その他核物質防護情報の保持のために必要な設備を

設置していること

(再受注者との契約の締結)

第19条 受注者は、再受注者と契約を締結する場合、次の要求事項を契約の特約条項として定めなければならない。

- (1) 秘密保持義務者の個人信頼性確認に関すること
- (2) 情報管理責任者の選任に関すること
- (3) 核物質防護情報の取扱い、保管、廃棄等の手続きに関すること
- (4) 核物質防護情報の管理状況の確認に関すること
- (5) 核物質防護情報の漏えい等、異常時における対応措置に関すること
- (6) 秘密保持義務者への通知に関すること
- (7) 情報取扱者（情報管理責任者含む。）に対する教育に関すること
- (8) 再受注者に業務の一部を発注する場合、受注者による再受注者の管理に関すること
- (9) 発注者による監査の受入れに関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、核物質防護情報の保持のために必要な措置に関すること

(パソコンの使用条件等)

第20条 受注者は、核物質防護情報を取扱うパーソナルコンピュータ等（以下「パソコン」という。）を使用する場合には、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 核物質防護秘密を電子データで取り扱うパソコン及びこれに接続するプリンターは、情報保護区域内に設置し、パソコンの区域外への持ち出しを禁止するとともに、パソコン本体に核物質防護秘密が保存されているもの（データ消去用ソフト等によりデータを消去しておらず、核物質防護秘密が残存している可能性のあるものを含む。）は盗難防止措置を施す。
- (2) 管理情報が保存されているパソコン（データ消去用ソフト等によりデータを消去しておらず、管理情報が残存している可能性のあるものを含む。）は、盗難防止措置を施すとともに、持ち出しを禁止する。
- (3) 核物質防護情報を電子データで取り扱うパソコンは、原則として、外部と接続していない独立した状態（独立したネットワークを含む。）としなければならない。ただし、やむを得ず、外部との接続を行う場合には、ファイヤウォール等により保護されたネットワーク環境を構築しなければならない。
- (4) パソコン及び専用フォルダには、パスワードを設定する等により核物質防護情報を取り扱う者以外の者のアクセスを制限すること。
- (5) 核物質防護情報を含む電子データには、パスワードを設定する等により核物質防護情報取扱者以外の者のアクセスを制限する。
- (6) パソコン利用中、パソコンから一時的に離れる場合は、ログオフ若しくはパスワード機能付きスクリーンセーバ機能で、他の者に見られない措置を施す。
- (7) パソコンへのプリンター（ネットワークと接続しない専用プリンターを除く）接続及び記録媒体の取り付けを原則禁止する。但し、情報管理責任者の了解を得た場合はこの限りでない。

- (8) パソコンには、情報漏えいの原因となり得るファイル交換ソフト等をインストール及び出所不明のソフトを使用してはならない。
 - (9) パソコンの流用又は廃棄をする場合は、ハードディスク等の記録媒体については外部と接続しない専用パソコンを用い、データ消去用ソフト等により消去若しくは物理的若しくは磁気的方法により記録媒体そのものを破壊する。
 - (10) 核物質防護秘密は、私有のパソコンで取扱ってはならない。
2. 情報取扱者は、電子データの核物質防護秘密を取扱う場合、前項の措置を講ずるとともに、パスワード等による電子記録媒体へのアクセス制限を講じなければならない。
 3. 第1項及び第2項のアクセス制限を行うためのパスワード等は、定期的に見直さなければならない。
 4. 受注者は、第1項及び第2項の措置が講じられていることを定期的を確認しなければならない。

(記録管理)

第21条 情報管理責任者は、核物質防護情報に関する台帳等の記録を作成し、保存しなければならない。

(核物質防護情報の管理状況の確認)

第22条 受注者は、核物質防護情報の取扱いの状況について、定期的を確認しなければならない。なお、再受注者を使用している場合には、再受注者が取扱う核物質防護情報の取扱い状況についても、必要に応じて確認しなければならない。

(契約の解除)

第23条 異常時の発生その他のやむを得ない事由により、発注者が本契約の一部又は全部を解除した場合、受注者は、発注者の指示に従い、核物質防護情報の返却等に応じなければならない。

2. 発注者、受注者間で本契約が解除された場合においても、本特約条項は、その効力を継続する。

(発注者の監査)

第24条 受注者は、発注者の要求があれば、いつでも本特約条項の遵守状況に関する報告に応じなければならない。

2. 前項の報告の結果、発注者より改善事項を要求された場合には、速やかに対応しなければならない。